

## 22 監査公表第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成22年5月6日

福岡市監査委員	石川浩二郎
同	中山郁美
同	石井幸充
同	大松健

### 監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

#### 1 監査の種類 定期監査及び行政監査

#### 2 監査の対象、区分、範囲及び実施期間

##### (1) 監査の対象局、区分、対象期間及び実施期間

###### ア 会計室

(事務監査)対象期間	平成21年1月から同22年1月まで
実施期間	平成21年11月26日から同22年1月28日まで

###### イ 保健福祉局

(事務監査)対象期間	平成21年2月から同22年1月まで
実施期間	平成21年12月3日から同22年1月14日まで

###### ウ 農林水産局

(事務監査)対象期間	平成20年12月から同21年12月まで
実施期間	平成21年11月30日から同年12月22日まで
(工事監査)対象期間	平成19年10月から同21年9月まで
実施期間	平成21年12月1日から同22年2月15日まで

###### エ 住宅都市局

(事務監査)対象期間	平成21年1月から同22年1月まで
実施期間	平成21年11月30日から同22年1月15日まで
(工事監査)対象期間	平成18年4月から同21年9月まで
実施期間	平成21年12月1日から同22年2月15日まで

###### オ 東区役所

(事務監査)対象期間	平成20年12月から同21年12月まで
実施期間	平成21年11月26日から同年12月11日まで

###### カ 博多区役所

(事務監査)対象期間	平成21年1月から同年12月まで
実施期間	平成21年11月30日から同年12月24日まで

###### キ 中央区役所

(事務監査)対象期間	平成21年1月から同22年1月まで
実施期間	平成21年11月26日から同22年1月20日まで

###### ク 南区役所

(事務監査)対象期間	平成20年12月から同21年12月まで
実施期間	平成21年11月26日から同年12月18日まで

###### ケ 城南区役所

(事務監査)対象期間	平成21年1月から同22年1月まで
------------	-------------------

- |                 |      |                          |
|-----------------|------|--------------------------|
|                 | 実施期間 | 平成21年11月30日から同22年1月7日まで  |
| (工事監査)対象期間      |      | 平成18年10月から同21年9月まで       |
|                 | 実施期間 | 平成21年12月1日から同22年2月15日まで  |
| コ 早良区役所         |      |                          |
| (事務監査)対象期間      |      | 平成21年1月から同22年1月まで        |
|                 | 実施期間 | 平成21年11月30日から同22年1月14日まで |
| (工事監査)対象期間      |      | 平成18年10月から同21年9月まで       |
|                 | 実施期間 | 平成21年12月1日から同22年2月15日まで  |
| サ 西区役所          |      |                          |
| (事務監査)対象期間      |      | 平成20年12月から同22年1月まで       |
|                 | 実施期間 | 平成21年11月26日から同22年1月26日まで |
| (工事監査)対象期間      |      | 平成18年10月から同21年9月まで       |
|                 | 実施期間 | 平成21年12月1日から同22年2月15日まで  |
| シ 福岡市選挙管理委員会事務局 |      |                          |
| (事務監査)対象期間      |      | 平成21年1月から同22年1月まで        |
|                 | 実施期間 | 平成21年11月30日から同22年1月25日まで |
| ス 東区選挙管理委員会事務局  |      |                          |
| (事務監査)対象期間      |      | 平成21年1月から同年12月まで         |
|                 | 実施期間 | 平成21年11月26日から同年12月11日まで  |
| セ 博多区選挙管理委員会事務局 |      |                          |
| (事務監査)対象期間      |      | 平成21年1月から同年12月まで         |
|                 | 実施期間 | 平成21年11月30日から同年12月21日まで  |
| ソ 中央区選挙管理委員会事務局 |      |                          |
| (事務監査)対象期間      |      | 平成21年1月から同22年1月まで        |
|                 | 実施期間 | 平成21年11月26日から同22年1月19日まで |
| タ 南区選挙管理委員会事務局  |      |                          |
| (事務監査)対象期間      |      | 平成21年1月から同年12月まで         |
|                 | 実施期間 | 平成21年11月26日から同年12月15日まで  |
| チ 城南区選挙管理委員会事務局 |      |                          |
| (事務監査)対象期間      |      | 平成21年1月から同22年1月まで        |
|                 | 実施期間 | 平成21年11月30日から同22年1月6日まで  |
| ツ 早良区選挙管理委員会事務局 |      |                          |
| (事務監査)対象期間      |      | 平成21年1月から同22年1月まで        |
|                 | 実施期間 | 平成21年11月30日から同22年1月12日まで |
| テ 西区選挙管理委員会事務局  |      |                          |
| (事務監査)対象期間      |      | 平成21年1月から同22年1月まで        |
|                 | 実施期間 | 平成21年11月26日から同22年1月22日まで |
| ト 農業委員会事務局      |      |                          |
| (事務監査)対象期間      |      | 平成20年12月から同22年1月まで       |
|                 | 実施期間 | 平成21年12月3日から同22年1月6日まで   |
| ナ 議会事務局         |      |                          |
| (事務監査)対象期間      |      | 平成21年1月から同22年1月まで        |
|                 | 実施期間 | 平成21年12月3日から同22年1月26日まで  |

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局区室及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局区所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監

査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表6までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

#### 4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

#### 5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

##### (1) 局別監査

###### ア 会計室

特に指摘する事項はなかった。

###### イ 保健福祉局

###### (ア) 委託料の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者からの請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成19年度及び同20年度の委託料の支出において、次のような事例が見受けられた。

今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

a 平成19年度「PDPメディネットシステム放映管理業務委託」において、委託料の支払は1月毎に支払うべきところ、未払金としたまま、翌々年度の平成21年5月に支払っていた。

b 平成20年度「福岡市民病院ビル管理システム保守点検業務委託」において、履行完了確認後、支払までに長期日数を要しているものがあった。

(市民病院事務局(病院事業課関連))

###### (イ) 物品(タクシー乗車券)管理事務において適正な事務処理を求めるもの

タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、押印して交付しなければならない。しかしながら、平成21年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。

タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理されたい。

(保険年金課)

###### (ウ) 物品購入について経済性の観点から注意を求めるもの

物品の購入に当たっては、使用目的や使用時期、必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに、経済性も考慮しなければならない。しかしながら、平成21年度に総務企画局情報化・行政改革部で賃貸借契約による契約で一括導入しているOA機器(パソコン)のマウスについて、別途、原課においてワイヤレスマウスを購入しているものがあった。マウスのリース料は、賃貸借契約に含まれており、また、ワイヤレスマウスでなければならない特別の理由はなく、経済性の観点から購入の必要性は認められなかった。

(障がい者更生相談所)

###### ウ 農林水産局

###### (ア) 浄化槽について適正な維持管理を求めるもの

浄化槽の維持管理に当たっては、その管理について権原を有するものは、浄化槽法に基づき水質検査を受けなければならない。しかしながら、平成20年度「弘排

水処理施設運転管理業務委託」において、毎年1回定められている定期検査を実施していなかった。浄化槽については、関係法令を遵守し適正な維持管理をされたい。

(漁港課)

- (イ) 行政財産の目的外使用許可に係る費用の徴収について適切な事務処理を求めるもの

行政財産の目的外使用許可に伴う電気等の費用については、福岡市公有財産規則に使用者の負担とすると規定されており、市はその費用を徴しなければならない。しかしながら、かもめ広場駐車場に設置している自動販売機について、平成20年度の電気料を徴収していなかった。行政財産の目的外使用許可に係る費用の徴収に当たっては、適切に処理されたい。

(漁港課)

## エ 住宅都市局

- (ア) 委託料の支払に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料の支払に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求により速やかに支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成20年度「伊都土地区画整理事業管理用地除草業務委託」契約事務において、履行完了確認後、委託料の支払までに長期日数を要していた。

委託料の支払に当たっては、速やかに事務処理を行うよう注意されたい。

(伊都区画整理事務所計画課)

- (イ) 契約代金等の支出について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

物品購入や賃貸借契約代金等については、契約関係書類等により業務の履行完了を確認し、債権者に速やかに支払わなければならない。しかしながら、平成20年度の各種契約代金等の支出において、次のような不適切な事務処理が多数見受けられた。

契約代金等の支払に当たっては、履行確認を的確に行うとともに速やかに行うなど、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

- a 履行完了確認後、代金等の支払までに長期日数を要しているものが多数あった。
- b 青写真焼付等業務契約において、該当する納品書がなく、納入指令及び完了検査の決裁を得ないまま代金を支出しているものがあった。

(事業調整課)

- (ウ) 物品購入契約について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

物品購入契約に当たっては、使用時期や必要数量等を勘案の上、計画的かつ効率的な発注に努めるとともに、福岡市契約事務規則等に則り適正に行わなければならない。しかしながら、平成20年度及び同21年度の物品購入契約事務において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。

物品購入契約に当たっては、関係規則等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

- a 契約の相手方の訂正印を押印しないまま本市職員が納品日にあわせて見積書の日付を訂正し、それに伴い契約締結日、履行期間及び検査日も訂正しているものがあった。
- b 履行期間を翌年度にまたがって契約し、納品書を当年度内の日付に訂正して代金を支払っているものがあった。
- c 決裁を得ないまま物品を購入し、代金を支払っているものがあった。

(住宅管理課)

- (エ) 公園の使用料等の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの  
公園の使用料等の徴収に当たっては、福岡市公園条例及び同施行規則に則り適正に行わなければならない。しかしながら、平成21年度の公園の使用料及び占用料の徴収事務において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。  
公園の使用料等の徴収に当たっては、関係条例等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。
- a 占用許可面積を誤っていたため、徴収額を誤っているものがあった。
  - b 公園内行為及び占用許可をしないまま、使用料等を徴収しているものがあった。
  - c 納期限(4月、9月)を経過しているにもかかわらず、督促をしないまま実査日(平成22年1月7日)現在まで使用料等を収納していないものがあった。

(公園管理課)

オ 東区役所

物品の購入契約について適正な事務処理を求めるもの

物品購入に当たっては、契約の相手方からの適法な請求から30日以内にその対価を支払わなければならない。しかしながら、平成21年度の物品購入契約事務において、履行完了確認後、支払までに長期日数を要しているものがあった。また、当該請求書において請求日が修正されていた。

物品購入契約に当たっては、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(子育て支援課)

カ 博多区役所

特に指摘する事項はなかった。

キ 中央区役所

- (フ) 生活保護費の返還・徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの  
生活保護費の返還・徴収事務において、納期限内に納入しない者があるときは、「福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例」に基づき、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。しかしながら、平成21年度的生活保護費の返還・徴収事務において、6月分以降の未納者に対し、実査日(平成22年1月15日)直前に期限を指定しないまま、一括して督促を行っていた。

生活保護費の返還・徴収に当たっては、関係条例に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(保護課)

- (イ) 資金前渡による生活保護費の精算について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

資金前渡による生活保護費の精算に当たっては、福岡市会計規則等に則り適正に行わなければならない。しかしながら、平成21年度の資金前渡事務において、次のような事例が見受けられ、不適切なものとなっていた。

資金前渡による生活保護費の精算に当たっては、関係規則等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

- a 毎月の資金前渡金は翌月10日までに精算を行い、残金があるときは速やかに戻入しなければならない。しかしながら、4月、5月及び6月に資金前渡した生活保護費の精算及び戻入を7月30日に行っていた。また、当該戻入金について、現金出納簿には各月の末日付で記載していた。
- b 資金前渡金を口座振替により支払っている生活保護費において、保護廃止等により口座振替を取り止めた場合は、速やかに指定金融機関から返納させ、当月分の残金と合わせて精算し戻入しなければならない。しかしながら、5月26日に金融機関から返納されていたにもかかわらず、8月7日に精算及び戻入を行っていた。

(保護課)

ク 南区役所

賃貸借契約について適正な履行確認を行うよう注意を求めるもの

賃貸借契約による業務が完了したときは、福岡市契約事務規則等に則り、完了検査により履行の確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、賃借料を支払わなければならない。しかしながら、平成20年度の「自動契印機賃貸借契約」及び「窓口受付・交付番号呼出システム機器賃貸借契約」事務において、保守点検が仕様書どおりに履行されていなかったにもかかわらず、業務完了と認め、賃借料を支出していた。

賃貸借契約の完了検査に当たっては、適正な履行確認を行うよう注意されたい。

(市民課)

ケ 城南区役所

国民健康保険料の過誤納金の還付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

国民健康保険料に過誤納金が発生した場合は、地方自治法等関係法令に則り、遅滞なく還付するとともに、還付加算金を付さなければならない。また、還付加算金の計算期間の始期は発生事由別に行い、終期は市長が過誤納金の還付のため支出を決定した日としなければならない。しかしながら、平成20年度及び同21年度の国民健康保険料の過誤納金還付事務において、還付加算金の計算期間の始期及び終期を誤ったため、還付加算金を過少に支払っているものや過払いしているものが多数見受けられた。

国民健康保険料の過誤納金の還付事務に当たっては、関係法令に則り、適正に行うよう注意されたい。

(保険年金課)

コ 早良区役所

特に指摘する事項はなかった。

サ 西区役所

高齢者用電話の通話料等の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

高齢者用電話については、「福岡市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱」に基づき、本市が機器の無償貸与を行い、通話料等は利用者負担としている。また、利用者による通話料等の支払が3か月遅延した場合は、本市が当該料金を一旦通信業者に支払い、利用者に請求することとしている。しかしながら、通話料等の徴収事務において、次のような事例が見受けられ、不適切なものとなっていた。

高齢者用電話の通話料等の徴収に当たっては、公平な受益者負担の原則からも関係法令等に則り、適正な事務処理を行うとともに、貸与のあり方や徴収方法の改善に向けた取り組みを関係各課と協議されたい。

(ア) 平成21年度において、全ての通話料等の未納者に対し、実査日(平成22年1月25日)現在まで督促を行っていないかった。

(イ) 今回調査を行った平成18年度以降、長期にわたって滞納している者があった。

(福祉・介護保険課)

シ 福岡市選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

ス 東区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

セ 博多区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

- ソ 中央区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- タ 南区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- チ 城南区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- ツ 早良区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- テ 西区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- ト 農業委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- ナ 議会事務局

物品の購入契約事務に当たり適正な契約手続を行うよう注意を求めるもの

物品の購入に当たっては、使用時期や必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに経済性も考慮しなければならない。また、契約に当たっては、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則等に基づき、予定価格の金額に応じ所掌する契約担当課に契約を依頼しなければならない。しかしながら、平成21年度の額縁購入契約において、次のような不適切な事例が見受けられた。今後、物品の購入に当たっては、計画的な事務執行を行うとともに、契約事務規則等関係法令に則り、適正な契約手続を行われたい。

- (ア) 予定価格が10万円を超える物品の購入については、契約課へ購入依頼を行わなければならないが、事前に計画を立てることが可能であったにもかかわらず、期間が足りないとの理由で原課契約していた。十分な余裕を持った事務処理を行い、早期に契約課に購入依頼を行うべきであった。
- (イ) 契約金額が10万円を超えているにもかかわらず、完了届を徴することなく10万円以下の物品購入に係る簡素化された手続にて決裁していた。

(総務課)

(2) テーマ監査

今回は、「準公金の適正管理について」をテーマとして監査を実施した。

- ア 会計室  
テーマ監査の対象事務はなかった。
- イ 保健福祉局  
特に指摘する事項はなかった。
- ウ 農林水産局  
特に指摘する事項はなかった。
- エ 住宅都市局  
特に指摘する事項はなかった。
- オ 東区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- カ 博多区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- キ 中央区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- ク 南区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- ケ 城南区役所  
特に指摘する事項はなかった。

- コ 早良区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- サ 西区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- シ 福岡市選挙管理委員会事務局  
テーマ監査の対象事務はなかった。
- ス 東区選挙管理委員会事務局  
テーマ監査の対象事務はなかった。
- セ 博多区選挙管理委員会事務局  
テーマ監査の対象事務はなかった。
- ソ 中央区選挙管理委員会事務局  
テーマ監査の対象事務はなかった。
- タ 南区選挙管理委員会事務局  
テーマ監査の対象事務はなかった。
- チ 城南区選挙管理委員会事務局  
テーマ監査の対象事務はなかった。
- ツ 早良区選挙管理委員会事務局  
テーマ監査の対象事務はなかった。
- テ 西区選挙管理委員会事務局  
テーマ監査の対象事務はなかった。
- ト 農業委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- ナ 議会事務局

負担金の二次交付先団体の出納について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

負担金の交付に当たっては、交付先団体の事務が交付の目的に従って効率的に行われ、出納事務が適正に行われているか確認する必要がある。しかしながら、平成20年度「九州競艇主催地議会協議会」の二次交付先である「第169回定期総会開催地交付金」の出納事務において、次のような事例が見受けられた。当該二次交付先団体の事務局が本市にあることから、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(ア) 交付元である九州競艇主催地議会協議会において、平成20年度の決算が終了しているにもかかわらず、実査日(平成22年1月25日)現在、開催地交付金の精算が終了していなかった。余剰金(158,586円)を保有したままになっており、早急に返戻すべきであった。

(イ) 余剰金の一部(50,000円)を「第19回福岡県市議会議長会主催議長研修会」へ、正規の手続を経ないまま資金繰りのため一時使用していた。

(総務課)

## ニ まとめ(平成20年度及び同21年度の結果報告)

本市が補助金、負担金等の名目により現金を交付している団体(実行委員会等)の所有に属し、かつ、業務上の必要性から、本市職員が管理している「準公金」については、平成19年度に総務企画局から「福岡市準公金等取扱事務処理要領」が作成され、「準公金」の適正な取扱が求められているところである。平成20年度の定期監査において本件をテーマに監査を実施した結果、準公金等を取り扱う事務局において、不適切な契約事務や出納事務が見受けられたことから、平成21年度においても引き続き本件をテーマとして、平成20年度に実査の対象としなかった部署を中心に定期監査の中で行い、ほぼ全ての部署に対して検証を行った結果、次のような事例が見受けられた。

まず、交付先団体の出納経理事務においては、従前よりは改善されたものの補助



金の交付が遅れたため事業に係る経費支払に長期日数を要していたものや、決裁を得ることなく預金通帳から現金を出金し、そのまま管理するなど不適切な事例が一部見られた。

また、二次交付先団体の事業実績報告において、証拠書類の提出がないものや10万円を超える契約において、2者以上の見積書を徴しなければならないところを1者のみから見積書を徴し契約しており、また完了検査も行っていないなどの不適切な事例があった。

さらに、決裁権者の承認を得ないままの立替払や10万円を超える契約において適正な契約関係書類が作成されていないものが散見された。

準公金取扱事務は、職員が現金を取り扱うものであり内部統制上のリスクが高いものである。業務上やむを得ず準公金を取り扱う所属にあつては「福岡市準公金取扱事務処理要領」を遵守するとともに、管理監督者にあつては緊張感をもって事務処理を監督されたい。

#### (工事監査)

##### (1) 局別監査

###### ア 農林水産局

- (7) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの  
平成19年度「弘漁港西防波堤（改良）工事」

(契約金額4,462万5,000円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。

今後は適正な施工管理に努められたい。

(漁港課)

- (イ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成20年度「東区塩浜2丁目地内下浜井堰（下部工）改良工事」

(契約金額4,107万3,900円)

- (a) 本工事は既設コンクリート水路に転倒ゲートを設置するための基礎工事であるが、当初契約図書では、指定仮設として水路内に仮設土のうを設置することにより右岸側と左岸側を別々に施工するという契約内容となっていた。しかし、工事着手後に水路を全面締切することにより兩岸を同時に施工する仮設に変更となったが、契約変更の手続きは行われていなかった。契約内容を変更する場合は、設計図書を変更し契約変更の手続きをするべきであった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

- (b) 本工事の設計積算において、仮設費は土木工事標準積算基準書によると直接工事費に計上することとなっているが、誤って共通仮設費に計上したため過小設計となっていた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

- (c) 本工事の仮設排水ポンプの設計積算において、ポンプ台数から算出した延べ日数にポンプ1日当りの運転単価を乗じて積算していた。しかし、土木工事標準積算基準書によると、この単価は排水量に応じて決まっており、延べ日数ではなく排水に要する運転日数に排水量に応じた単価を乗じるべきであった。

また、据付撤去単価はポンプ据付撤去台数に関わらない1締切箇所当りの単価となっており、本工事の据付撤去費用はポンプ台数ではなく締切箇所数に同

単価を乗じるべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(農業施設課)

イ 住宅都市局

- (ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成18年度「平成18年度市営城浜住宅33棟全面的改善工事」

(契約金額2億4,692万9,550円)

本工事は内外装の全面的改善工事であり仮囲いが必要であるが、共通仮設費の積算において、仮囲いの諸費用を計上していなかった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(住宅建設課)

- (イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成19年度「今津運動公園整備(その1)工事」

(契約金額2億2,470万4,200円)

本工事は公園内のグラウンド整備工事であり、新築したダッグアウトは建築基準法第18条第2項により計画を、同条第14項により工事の完了を建築主事に通知しなければならない建築物であるがなされていなかった。

今後は法令等を遵守されたい。

(公園建設課)

- (ウ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成20年度「西区大字金武道路予備設計委託」

(契約金額921万9,000円)

本委託は測量業務、設計業務、調査業務の3業種の業務が含まれており、8者による指名競争入札を行い原課契約されている。しかし、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則では、測量業務、調査業務の委託は契約課契約とされており、本委託ではこれらの業務は約7割を占めていることから、原課契約ではなく契約課契約とすべきであった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(公園計画課)

- (エ) 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成19年度「伊都土地区画整理事業今宿通線外道路照明灯設置工事」

(契約金額1,286万2,500円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。

また、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載した書面がなかった。

今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。

(伊都区画整理事務所工事課)

b 平成19年度「平成19年度公営住宅浜松団地道路整備工事」

(契約金額5,590万2,000円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。

また、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物数量が変更になったにもかかわらず、書面の記載内容について変更が生じているかどうか検討がされていなかった。

今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。

(住宅建設課)

c 平成20年度「舞鶴公園藤棚改修工事（その1）」

(契約金額3,263万8,200円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。

また、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物数量が変更になったにもかかわらず、書面の記載内容について変更が生じているかどうか検討がされていなかった。

なお、同法に関しての法令遵守については前回の監査でも注意を行っており、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。

(公園管理課)

ウ 城南区役所

施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成20年度「東油山地内外1箇所道路照明灯設置工事」

(契約金額664万6,500円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。

また、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載した書面がなかった。

今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。

(維持管理課)

エ 早良区役所

設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの  
平成19年度「市道陽光台線法面改良工事（その2）」

(契約金額5,167万6,800円)

モルタル吹付け工の設計積算については全体施工規模が標準未満の場合は、標準の場合の単価を率で加算することとなっている。しかし、本工事では全体施工規模が標準であるため加算する必要がないにもかかわらず、モルタル吹付け工について加算していた。その結果、過大な設計となっていた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(地域整備課)

オ 西区役所

(7) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成19年度「市道豊浜小戸線道路舗装工事」

(契約金額4,973万100円)

本工事の薄層カラー舗装工の設計積算において、設計単価の施工条件入力を誤り過大となっていた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(土木第1課)

b 平成20年度「市道姪浜野方線(西1幹)道路改良工事」

(契約金額5,566万1,550円)

本工事ではL型側溝を設置することとなっている。その設計単価には既に歩車道境界ブロック設置の費用が含まれているにもかかわらず、別途歩車道境界ブロック設置の費用を二重に計上し過大となっていた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(土木第1課)

c 平成19年度「県道西ノ浦今宿自転車道線(小田)自転車道設置工事」

(契約金額5,746万2,300円)

本工事の設計積算において、場所打杭工(ダウンザホールハンマー工、A工法)の掘削用クレーンとして及びH型鋼打込、引抜のベースマシンとして使用するクローラクレーンの分解・組立輸送費を計上していなかった。同費用を計上すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(土木第2課)

(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの  
平成19年度「市道徳永1904号線観峰トンネル補修工事」

(契約金額3,791万8,650円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。

今後は適正な施工管理に努められたい。

(土木第2課)

(2) テーマ監査

今回は、「小規模工事について、その契約から検査、支払いまでの行政事務が適法、適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。

なお、農林水産局、城南区役所、早良区役所、西区役所については、特に指摘する事項はなかった。

住宅都市局

テーマに基づき発注課において契約がなされた工事71件について監査を行なったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。

契約図書が適正に作成されていないもの、担保期間の設定が適正でないものなど不適切な工事が12件見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

別表 1

## 監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局・区等	監査実施対象	
会計室	会計管理課，審査課	
保健福祉局	総務部	総務課，計画課，保護課
	保健医療部	保険年金課，国保指導課
	部長(市立病院担当)	課長(市立病院担当)，課長(新病院創設担当)，課長(新病院企画調整担当)
	部長(市立病院経営改革担当)	
	健康福祉のまちづくり部	社会参加推進課
	高齢者・障がい者施策推進部	障がい者更生相談所
	生活衛生部	生活衛生課，食品安全推進課，食肉衛生検査所
	市民病院事務局	
農林水産局	農林部	森林・林政課，農業施設課
	水産部	漁港課
	中央卸売市場	市場課，青果市場，西部市場，東部市場，食肉市場
	部長(新青果市場担当)	課長(新青果市場担当)
住宅都市局	総務部	総務課
	都市計画部	都市計画課，都市景観室，交通計画課，鉄軌道計画課
	大学移転対策部	まちづくり推進課，跡地計画課
	伊都区画整理事務所	計画課，換地課，工事課，補償課
	市営住宅部	事業調整課，住宅建設課，住宅管理課 課長(管理・調整担当)
	公園緑地部	公園管理課，動物園，植物園
東区役所	区政推進部	企画振興課
	市民部	市民税課，市民課
	地域整備部	維持管理課
	保健福祉センター	子育て支援課，地域保健福祉課
博多区役所	総務部	市民税課
	地域支援部	地域振興課， 地域支援課(含堅粕公民館)
	地域整備部	維持管理課，自転車対策推進課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課，地域保健福祉課
中央区役所	区政推進部	企画課
	市民部	保険年金課
	地域整備部	維持管理課，自転車対策推進課
	保健福祉センター	健康課，保護課，衛生課
南区役所	区政推進部	総務課，市民センター
	市民部	納税課，市民課
	地域整備部	維持管理課
	保健福祉センター	保護課
城南区役所	区政推進部	地域振興課，

		地域支援課(含片江公民館)
	市民部	保険年金課
	地域整備部	維持管理課
	保健福祉センター	健康課, 地域保健福祉課, 衛生課
早良区役所	区政推進部	総務企画課, 市民センター
	市民部	納税課, 固定資産税課
	地域整備部	維持管理課
	保健福祉センター	保護課
西区役所	区政推進部	地域支援課(含愛宕浜公民館)
	市民部	固定資産税課, 保険年金課
	地域整備部	管理調整課, 土木第1課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課
福岡市選挙管理委員会事務局	選挙課	
東区選挙管理委員会事務局	次長	
博多区選挙管理委員会事務局	次長	
中央区選挙管理委員会事務局	次長	
南区選挙管理委員会事務局	次長	
城南区選挙管理委員会事務局	次長	
早良区選挙管理委員会事務局	次長	
西区選挙管理委員会事務局	次長	
農業委員会事務局	次長, 西支所	
議会事務局	次長	総務課, 議事課, 調査法制課

別表 2

農林水産局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
林道長畑 2 号線防災工事	15,330,000円	平成20年11月14日から 平成21年3月15日まで
城南区片江地内寒地古池改良工事	当初 7,980,000円 変更 13,485,150円	平成20年12月3日から 平成21年3月15日まで
平成17年災博多漁港災害復旧工事(その 9)	当初 133,875,000円 変更 131,117,700円	平成20年7月24日から 平成21年2月8日まで
博多漁港管理事務所移設工事	当初 8,954,505円 変更 9,800,700円	平成19年12月7日から 平成20年3月15日まで
鮮魚市場突堤西卸売場棟改築電気工事	82,530,000円	平成20年9月4日から 平成21年3月15日まで
外 (局別監査) 9件, (テーマ監査) 49件		

別表 3

## 住宅都市局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
伊都土地区画整理事業117街区外盛土工事	当初 54,600,000円 変更 56,212,800円	平成19年12月29日から 平成20年4月21日まで
三苦浜中央公園整備（その1）工事	当初 182,700,000円 変更 202,363,350円	平成20年9月30日から 平成21年7月21日まで
産学連携交流センター新築工事	当初 320,250,000円 変更 383,401,200円	平成19年7月20日から 平成20年2月29日まで
平成17年度公営住宅米田第1団地新築工事	562,275,000円	平成18年2月24日から 平成20年1月4日まで
平成18年度市営城浜住宅18棟外全面的改善エレベーター工事	113,295,000円	平成18年11月29日から 平成19年7月17日まで
外（局別監査） 47件，（テーマ監査） 71件		

別表 4

## 城南区役所 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
桧原比恵線歩道改良工事	当初 33,285,000円 変更 36,467,550円	平成19年7月26日から 平成20年1月31日まで
長住樋井川線側道橋新設工事	当初 18,058,935円 変更 30,172,800円	平成19年11月30日から 平成20年6月15日まで
市道田島951号線外1路線道路舗装補修工事	当初 23,247,000円 変更 23,290,050円	平成20年8月14日から 平成21年1月10日まで
市道干隈375号線道路側溝補修工事	7,356,300円	平成20年12月25日から 平成21年3月15日まで
友丘茶山線外74路線生活道路照明灯設置工事	15,267,000円	平成21年7月1日から 平成21年10月28日まで
東油山地内外1箇所道路照明灯設置工事	6,646,500円	平成20年12月25日から 平成21年3月15日まで
外（テーマ監査） 11件		

別表 5

## 早良区役所 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
千代今宿線外1路線バリアフリー整備工事	当初 32,340,000円 変更 37,833,600円	平成19年12月28日から 平成20年5月12日まで
市道賀茂1182号線道路改良工事	当初 69,298,950円 変更 86,884,350円	平成20年11月6日から 平成21年10月20日まで
一般国道263号(花乱橋)橋梁耐震補強補修工事	当初 111,274,800円 変更 119,433,300円	平成20年6月3日から 平成21年3月15日まで
早良区維持管理課補修事務所賃貸借(解体工事)	12,390,000円	平成19年12月29日から 平成20年3月31日まで
国道263号外4路線道路照明灯建替工事	当初 5,250,000円 変更 5,369,700円	平成20年12月25日から 平成21年3月15日まで
外 (局別監査) 3件, (テーマ監査) 14件		

別表 6

## 西区役所 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
市道千代今宿線壱岐橋下部工工事	当初 64,890,000円 変更 92,521,800円	平成19年9月5日から 平成21年3月15日まで
市道吉武金武線外12路線防護柵設置工事	当初 12,967,500円 変更 13,297,200円	平成20年10月7日から 平成21年1月24日まで
今津線(西2幹)外1路線歩道設置工事	当初 71,295,000円 変更 89,209,050円	平成19年9月5日から 平成20年6月10日まで
県道周船寺有田線道路改良工事	当初 67,106,550円 変更 73,041,150円	平成20年11月28日から 平成21年5月15日まで
県道都地姪浜線外13箇所公民館誘導システム設置工事	12,379,500円	平成20年12月5日から 平成21年3月15日まで
外 (局別監査) 8件, (テーマ監査) 15件		